

平成27年第4回定例会議事日程（第1号）

平成27年12月2日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第56号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第57号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第58号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第59号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第60号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第61号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第62号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第63号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第64号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第65号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第66号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	12月2日	水	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由説明
第2日	3日	木	考案日		
第3日	4日	金	考案日		
第4日	5日	土	休会		
第5日	6日	日	休会		
第6日	7日	月	考案日		
第7日	8日	火	考案日		
第8日	9日	水	本会議	午前10時	質疑、討論、採決 又は委員会付託
第9日	10日	木	考案日		
第10日	11日	金	委員会	午前10時	福祉産業建設委員会
第11日	12日	土	休会		
第12日	13日	日	休会		
第13日	14日	月	委員会	午前10時	総務文教委員会
第14日	15日	火	考案日		
第15日	16日	水	本会議	午前10時	一般質問
第16日	17日	木	考案日		
第17日	18日	金	本会議	午前10時	委員長報告 質疑、討論、採決 閉会

平成27年第4回吉富町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成27年12月2日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月2日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会 計 管 理 者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めましておはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。ただいまから平成27年第4回吉富町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日から12月18日までの17日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日の17日間と決定いたしました。

これから議事に入ります。

なお、本日は提案理由の説明だけにとどめます。

日程第3. 議案第56号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第4. 議案第57号 吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5. 議案第58号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6. 議案第59号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7. 議案第60号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

日程第8. 議案第61号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第9. 議案第62号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

日程第10. 議案第63号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

について

日程第11. 議案第64号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第12. 議案第65号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築
広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第13. 議案第66号 京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財
産処分について

○議長(若山 征洋君) 日程第3、議案第56号から日程第13、議案第66号までの11案件を一括議題にいたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記(太田 恵介君) 議案第56号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第57号吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号平成27年度吉富町一般会計補正予算(第5号)について、議案第61号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第62号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第63号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第64号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第65号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、議案第66号京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(今富壽一郎君) 皆さん、おはようございます。本日、平成27年第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの定例会には、条例案件4件、予算案件5件、協議案件2件の計11案件について、御提案し、御審議をお願いするものであります。

議案第56号は、吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づく、個人番号の利用に関する規定が、平成28年1月1日から施行されることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、法の定めるところにより、新たに条例を制定するものであります。

議案第57号は、吉富町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

前議案と同様に、番号法に基づく、個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、番号法の趣旨に沿って、個人番号・特定個人情報の適正な取り扱いを行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第58号は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

職員が心身の故障による休職から、復職後、1年以内に同一の疾病により再度休職となる場合に、休職期間を通算する規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

議案第59号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に規定する共済年金が、厚生年金保険法に規定する厚生年金に統一されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第60号は、平成27年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ5,476万3,000円を追加し、予算総額を32億9,577万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、9款地方交付税1項地方交付税で、普通交付税966万9,000円、13款国庫支出金1項国庫負担金で、民生費負担金949万4,000円、14款県支出金1項県負担金で、民生費負担金422万円、18款繰越金1項繰越金で、前年度繰越金827万1,000円、20款町債1項町債で、臨時財政対策債1,602万円の増額などであります。

歳出の主なものは、2款総務費1項総務管理費で、築上東部乗合タクシー車輛購入費負担金129万9,000円、3款民生費1項社会福祉総務費で、障害児通所支援事業費1,161万6,000円、国保特別会計繰出金470万4,000円、4款衛生費1項保健衛生費で、未熟児養育医療扶助費324万5,000円、10款教育費3項中学校費で、地方交付税の中学校費の豊前市分の繰出金1,181万8,000円の増額などあります。

また、第2表といたしまして、債務負担行為補正を追加しております。役場庁舎外公共施設警備委託料で、平成27年度から平成32年度までの期間で、限度額6,983万8,000円の追加です。現在、一括で契約を締結している町の公共施設の警備業務が、本年度で契約期間が満了

するため、本年度中に委託業者を決定し、平成28年度から平成32年度までの5カ年契約を締結するものであります。これに当たり一般会計に属する12施設分について、予算計上するものであります。

議案第61号は、平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ894万2,000円を追加し、予算総額を9億3,851万9,000円とするものであります。

歳入では、9款繰入金2項他会計繰入金で、一般会計繰入金470万2,000円、10款繰越金1項繰越金で、前年度からの繰越金424万円の増額であります。

歳出の主なものは、2款保険給付費1項療養諸費で1,000万円、同じく2項高額療養費で200万円の増額、6款介護納付金1項介護納付金で、介護給付費納付金360万円の減額であります。

議案第62号は、平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算から、それぞれ35万円を減額し、予算総額を1億270万7,000円とするものであります。

歳入では、3款繰入金1項一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金84万2,000円の減額、4款繰越金1項繰越金で前年度繰越金49万2,000円の増額であります。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金54万7,000円の減額、3款諸支出金2項繰出金で、一般会計精算分繰出金29万7,000円の増額などであります。

議案第63号は、平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

第1表として、債務負担行為を設定するものであります。クリーンセンター等警備保障業務委託として、平成27年度から平成32年度までの期間で、限度額373万8,000円を設定するものです。先の議案第60号、一般会計補正予算と同様に、本年度中に委託業者を決定し、平成28年度から平成32年度までの5カ年契約を締結するに当たり、公共下水道事業特別会計に属する2施設分について、予算計上するものであります。

議案第64号は、平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

幸子浄水場警備委託料として、平成27年度から平成32年度までの期間で、限度額186万1,000円の債務負担行為を設定するものであります。

前議案同様に、町が一括で警備保障業務の委託契約を締結するに当たり、水道事業会計に属す

る幸子浄水場分について、予算計上するものであります。

議案第65号は、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。

京築広域市町村圏事務組合で処理している豊築休日急患センターに関する事務等を平成28年4月1日から廃止することに伴い、組合が共同処理する事務を変更し、また、組合規約を変更するため、法の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

議案第66号は、京築広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてであります。

前議案と同様に、豊築休日急患センターに関する事務を平成28年4月1日から廃止することに伴い、その財産処分について定めるため、法の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたが、ここで議長より執行部及び各議員へお願いがございます。

議員は、本会議の進行が有意義に円滑に進行できますように、提案議案の詳細については担当部署にて事前調査と質問を行い、本会議ではポイントをつかんでの質問をお願いします。

また、執行部においては、議員の質問に対しては可能な限り詳細説明をするようお願いしておきます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時19分散会
